

令和 6 年度茨城地方最低賃金審議会
第 1 回茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会議事録

令和 6 年 10 月 8 日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年10月8日（火）午後1時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
松本 理佳子

労働者代表委員 宮下 有一
稲見 健一

使用者代表委員 塩塚 洋志
堀籠 大輔
舟木 健生

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会の運営規程について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 専門部会の日程調整について
- (5) 金額調査審議
- (6) その他

補 佐

本日は、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和6年度茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。今後は、機械と呼ばせていただきます。本日は、都合によりまして公益代表委員の宮崎委員、労働者側代表委員の森谷委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規程による委員総数の3分の2以上の必要数を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告申し上げます。また、本日は、傍聴人はおりません。本日は、第1回目の特定最低賃金専門部会ですので、審議に入る前に、労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

労働基準部長の江口です。よろしくお願いたします。この度は、皆様ご多用のところ、特定最低賃金専門部会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より最低賃金行政はじめ労働行政の円滑な運営にご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして感謝申し上げます。皆様ご承知のとおり、茨城県には、県内で働く全ての労働者に適用される地域別最低賃金の他に、4つの産業別の特定最低賃金があります。今年度におきましては、鉄鋼業、電気・精密機械器具等製造業、機械器具製造業等の3つの産業について金額改定の申出があり、それぞれ専門部会におきまして、金額審議をお願いすることとなっております。本日は第1回目の専門部会となりますが、議題としましては、部会長、部会長代理の選任、運営規程の決定、開催日程の決定など全般的な事項についてご審議いただき、その後、時間の許す範囲で具体的な金額審議に入っていただければと考えております。皆様ご存じのとおり、地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられているのに対しまして、特定最低賃金につき

ましては、関係労使からの申出を受けて、行政機関が最低賃金審議会の意見を聞いて決定できるという形式になっており、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、円滑な審議と運用がなされることが求められております。原材料価格の高騰や物価の上昇、円安の進行を踏まえますと、中小企業・小規模事業者や労働者の皆様への影響は少なくない状況にあります。審議を通じまして十分に意思疎通を図っていただき、是非全会一致での議決となりますよう、ご配慮をいただきたいと思いますと考えております。

簡単ではございますが、私からは以上です。よろしくお願いいたします。

補 佐

続きまして、本日ご出席いただきました委員の皆様を紹介いたします。委員の皆様の紹介にあたりましては、委員名簿が、資料No.1の1ページにございますので、ご覧になっていただきたいと思います。

それでは、初めに公益代表委員の皆様から名簿順にご紹介させていただきます。井出委員です。松本委員です。宮崎委員は本日欠席となっております。続きまして労働者代表委員の方をご紹介します。稲見委員です。宮下委員です。森谷委員は本日欠席となっております。続きまして、使用者代表委員の方をご紹介します。塩塚委員です。舟木委員です。堀籠委員です。続きまして、茨城労働局事務局の紹介をさせていただきます。労働基準部長の江口です。賃金室長の川野です。賃金係の佐藤です。私は、室長補佐の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（1）専門部会の部会長及び部会長代理の選任に移らせていただきます。部会長及び部会長代理につきましては、公益代表委員の中から選出することになっております。事前に公益代表委員の皆様から候補者を互選していただきましたので、ご報告させていただきます。

部会長に井出委員、部会長代理に松本委員の名前が挙がっておりますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

補佐 異議なしということですので、ご報告どおり決定させていただきます。それでは、これ以降の議事進行につきましては、井出部会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

部会長 ただ今、部会長に選任されました公益委員の井出と申します。私の方で議事を進めさせていただきます。まず、事務局から茨城県最低賃金の周知広報につきましてご説明がございます。

室長 それでは、私の方から説明させていただきます。まず、資料No.12、64ページは、官報公示の写しとなっております。その後ろにある本省作成のリーフレットをご覧ください。プロレスラーだった長州力のリーフレットになっております。茨城県最低賃金につきましては、52円引き上げて、時間額1,005円に改定することとなり、8月30日付け官報に公示し、10月1日火曜日から効力発生となっております。なお、県の最低賃金の答申に関し、本審委員の方におかれましては、審議に大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、改めてお礼申し上げます。中央最低賃金審議会では、AランクからCランク全て目安額50円と昨年度を上回る目安額が示され、今年も大きく報道されました。本県においても、8月5日の答申日の翌日には、NHKで放送されるなど、最低賃金改正の関心が非常に高まっており、国民から大きく注目されております。当局においては、最低賃金の履行確保はもとより、本年においても、昨年につき、審議会において、中小企業・小規模事業者に与える影

響を踏まえ、業務改善助成金など各種支援策の周知・啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨の答申を受けております。支援策の周知を含めた周知・広報につきましては、より強化を念頭に広報活動を実施しております。主な周知・広報についてご紹介いたします。まず、9月12日には、事業場に対する就業規則や賃金規定の見直し、助成金の活用など、働き方改革に関連する様々な相談・支援に対応している、茨城働き方改革推進支援センターのセンター長と面談しまして、最賃引上げと業務改善助成金の周知並びに活用について、より一層の積極的な勧奨の実施について、要請書を交付しております。県内の各労働基準監督署及びハローワークに、最低賃金や賃金引上げの相談があった際は、同センターの無料相談を積極的に案内するよう指示しております。また、労務管理などについて、多くの企業と接している社会保険労務士の協力が効果的であると判断しまして、同日に社会保険労務士会の会長と面談し、最賃引上げと業務改善助成金等の周知等の取組みに関する要請を行っております。その要請書につきましては、社会保険労務士会会員向けの広報誌に掲載される予定になっております。その他、最低賃金の引上げ、支援策に関する周知・広報につきましては、その一環として、9月中旬に、例年どおり、県及び各市町村、商工会、関係団体等に対し、広報誌、HP等に業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの支援策を含めた掲載依頼を行っております。また、令和2年度以降、最低賃金法の違反のあった事業場に対し、最賃引上げへの対応と併せて、業務改善助成金のリーフレット、茨城働き方改革推進支援センターのチラシ等を同封し、周知、活用促進を案内しております。そして、例年同様、この庁舎駐車場の入り口に横断幕を設置、2階玄関にデジタルサイネージで、開庁時間帯にスライドを放映しております。SNSでの情報発信として、茨城労働局でXによる最低賃金および業務改善助成金やキャリア

アップ助成金等についての広報も行っております。9月上旬に本省からポスター、リーフレットが届いておりますので、行政機関や関係団体の他、スーパーマーケット等へ随時送付し、掲示依頼を行っております。今後も、支援策の周知を含めたできる限りの周知広報に努めて参りますので、委員の皆様におかれましても、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

部会長 ただ今の説明につきまして、何かご意見やご質問等ございましたらお願いいたします。

全委員 （意見・質問等なし）

部会長 続きまして、議題（2）専門部会の運営規程（案）につきまして、お諮りしたいと思います。事務局より、運営規程（案）の説明をお願いします。

室 長 引き続き私の方から説明させていただきます。今回、本年度の初回の審議となりますが、時間の関係から、要点のみ説明させていただきます。この部会は、最低賃金法第25条の規定により、茨城地方最低賃金審議会、一般に本審と言っておりますが、その本審の中に設置する専門部会という位置付けになっております。資料No.3、10ページをご覧ください。最低賃金制度の根拠法令である最低賃金法において、審議会について定めた政令であります、最低賃金審議会令というものを添付しております。なお、審議会令は、昨年度と同様ですが、いくつかの項目について少し説明いたします。まず、10ページの下から3行目から11ページ上段に記載しております第5条の2項をご覧ください。先ほど開会時に進行役が説明しました成立要件です。この要件は専門部会にも準用され、委員の3分の2以上、または、公、労、使の3分の1以上が、会議の開催、議決の成立要件となります。第3項は採決

です。出席者の過半数での採決となり、可否同数の場合は部会長が決するとなっております。続きまして、第6条が専門部会についての定めですが、5項をご覧ください。あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、と定められています。この扱いにつきましては、のちほど部会長から説明があります。続きまして、資料No.4、12ページをご覧ください。産業別の専門部会の運営規程（案）になります。まず、運営規程（案）についても昨年度と変更はありません。第1条は、この規程は、法令である最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定める、という規程の目的です。第2条は、会議、部会委員の召集に関する規程です。第3条は、会議に出席できない場合の規程です。なお、召集や出欠の確認などの事務は、事務局が部会長に代わって行います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、公開についての定めです。原則公開となっておりますが、ここに記載されておりますように、率直な意見の交換や中立性が損なわれる場合などは、非公開とすることができるという規定です。金額を審議する専門部会は、例年、非公開とされておりますが、今年度の7月3日の第一回本審の審議において、ご審議いただいたところです。第6条は、議事録についての定めです。第7、8、9条については、時間の関係もありますので、説明を割愛させていただきます。以上が条文の（案）となります。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただくことになっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

専門部会の会議及び議事録は、ただ今説明がありましたとおり、原則公開となっております。しかし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交

換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にできることになっています。専門部会につきましては、金額審議という点から、他県でもほとんどが非公開としております。茨城県でも率直な意見交換を保障するという考えから、金額審議は率直な意見交換などが損なわれる場合がありますので、7月3日の本審でも審議しましたが、第1回の専門部会の労使双方からの金額提示に関する基本的な考え方までは公開、金額審議の部分は非公開とし、議事録についても同様にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

部会長 ありがとうございます。また、議事録の確認に関しましては、部会長及び部会長が指名した委員2名がその内容を確認することになっています。この議事録の確認は、労働者側委員は宮下委員、使用者側委員は舟木委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

部会長 それでは、原案どおり決定したいと思います。内容全体につきまして、原案どおり決定したいと思います。いかがでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

部会長 なお、附則の施行期日ですけれども、本日から施行するという形になりますので、令和6年10月8日と入れていただきまして、(案)の削除してください。

それから、運営規程第3条ですけれども、会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない

とありますが、ここは、従来から事務局に連絡をお願いしておりますので、そのようにお願いいたします。

それから、最低賃金審議会令第6条第5項に、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とあります。この件につきましては、すでに9月10日に行われた第六回本審の場におきまして専門部会において、全会一致で最低賃金額を決定した場合は、本審の決定とするということに決まりましたので、ご確認をよろしくお願いいたします。なお、全会一致を条件としておりますので、全会一致にならなかった場合には、本審で改めまして再度審議することになります。

続きまして、議題（3）に移らせていただきます。最低賃金に関する基礎調査結果等につきましては、事務局から説明をお願いします。

賃金係

それでは、私の方から配付資料について説明させていただきます。

初めに、14ページの資料No.5をご覧ください。こちらは平成25年以降の茨城県の最低賃金と特定最低賃金の推移の一覧となっております。茨城県の特定最低賃金が定められている業種は4業種ありますが、各種商品小売業につきましては令和4年以降、今年も改正の申し出がありませんでしたので、以降の特定最低賃金に関する資料につきましては、各種商品小売業を除く3業種についてのみ資料を作成しております。

続いて、15ページから24ページまでの資料No.6について説明いたします。こちらの資料は、最低賃金に関する基礎調査の結果を集計したものとなります。基礎調査については、統計法に基づく一般統計調査となっており、労働者の賃金の実態等を把握するため、県内の事業場のその年の6月分として支払い見込みの賃金額について調査を実施

し、集計を行い、その結果を各都道府県で最低賃金審議会の資料としています。最初の15ページに調査対象事業場の概要等を記載しておりますのでご覧ください。対象となる事業場につきましては、日本標準産業分類に基づいた産業別に、経済センサスに登録されている事業場から無作為に抽出しております。製造業は、労働者100人未満の事業場から対象事業場を選定しています。また、回答結果を集計する際は、調査票から得られた有効回答労働者数を経済センサスの対象事業場の母集団の労働者数まで復元しております。そのため、各資料の数値は労働者数の復元により得られた推測値となっております。次の16ページからは、基礎調査の結果をもとに作成した特定最低賃金対象産業の産業別及び規模別の特性値と未満率の一覧となっており、隣の17ページは第1・10分位数の推移及び未満率の推移となっております。未満率とは、現在設定されている最低賃金額を基準にした場合、それを下回っている労働者の割合のことを指しています。また、各表の県最賃適用産業計には、4業種の特定最低賃金適用労働者の数値は含まれておりません。

続いて、18ページ以降については、機械器具製造業等に関する資料となります。18ページは規模別第1・10分位数及び未満率の推移となっております。こちらの資料は、続く19ページから22ページの機械器具製造業等の総括表を基に作成しております。こちらの総括表は、基礎調査の有効回答労働者について、賃金階級ごとの人数を事業所規模別、年齢階層別に集計し、最低賃金を現状から引き上げていった場合、どれだけの労働者に影響があるかを一覧で示したものとなっております。こちらの数値につきましては、23ページに総括表を基に最低賃金の引上げ額と影響率の関係表を添付しています。影響率については、最低賃金額を現状から引き上げた場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合を指します。先ほど説明したとおり、

基礎調査については、全数調査ではなく、製造業は、100人未満の事業場を対象にしておりますので、こちらに記載の未満率や影響率については、100人未満の事業場にかかる数値の推測値になっています。ですので、それ以上の規模の事業場については含まれておりません。基礎調査を基に作成した資料の説明は以上となります。

続いて、その他の参考資料について簡単に説明いたします。まず、25ページの資料No. 7と29ページの資料No. 8については、日本銀行水戸事務所が発表した2024年6月企業短期経済観測調査結果と茨城県金融経済概況となっております。続いて41ページの資料No. 9は、茨城労働局が10月1日に発表しました、令和6年8月分の県内の雇用情勢の概況となっております。また、56ページと57ページの資料No. 10につきましては、当貸金室で作成しました、茨城県各種指標と全国各種指標を一覧にしたものとなっております。続く58ページからの資料No. 11は、厚生労働省が8月に発表しました、令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況となっております。最後に、資料とは別に皆様のお手元に他局の結審状況一覧という1枚の資料をお配りしております。こちらの資料につきましては、本日の午前中に確認した時点の内容を反映したものとなっております。次回の専門部会以降も最新の内容を反映したものをお配りいたしますので参考にご覧ください。私からの説明は以上となります。

部会長 ただ今の資料の説明につきまして、何かご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。

全委員 (意見・質問等なし)

部会長 資料につきましては、また追々進めていく中でもいろいろあるかと思いますので、その時にまた適宜お聞きいただ

ければと思います。

では続きまして、次の議題（４）専門部会の日程調整等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

室 長

それでは、専門部会開催の日程調整につきましては、皆様に大変ご協力をいただきありがとうございました。

審議会が成立するための要件については、先ほど運営規定の中でも説明させていただきましたが、全体の3分の2以上、または、各側3分の1以上の出席となっております。日程調整に関しましては、現実的には、バランスを考慮して、公益委員は部会長、労使委員は、それぞれリーダーとなる委員を含め2名以上出席可能な日を重視して、他の部会との調整を図り、参考として添付いたしました日程表のと通りの予定となっております。委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい時期で、審議日数、時間としましては、ギリギリの厳しい状況になるのではないかと思います。可能な限りこの3回以内の部会開催とさせていただきたいと思っております。ただ、これからの審議内容によって、追加の審議会が必要となった場合には、別途、日程調整の上、設定させていただきます。その場合には、10月31日に本審の日程を組んでおります。その都合もありますので、大変申し訳ありませんが、平日の17時以降、または、土曜日曜の休日となる可能性もあり得ます。

当機械部会の開催につきましては、第2回が、10月23日水曜日の午前9時30分から、第3回は、10月28日月曜日の午後1時15分から予定しております。機械についての追加審議については、第3回10月28日ということになります。そのため、31日の本審の日まで日にちがありません。追加審議となった場合には、29日か30日の18時以降や第3回目以前の日で外部会場を探して日程調整をすることになってしまいます。また、本審委員の方におかれましては、全会一致に至らなかった専門部会の審議、結審、答申、また、

全会一致となった専門部会につきましては、部会報告のため、既に日程調整し、本審委員の皆様にはご案内しておりますとおり、10月31日木曜日午前10時から第七回審議会の開催を予定させていただきますので、よろしくお願ひいたします。これは、あくまでも本審委員の方のみです。その後、関係労使からの異議の申出を想定し、11月18日月曜日午前10時から第八回本審の開催を予定していますので、日程の確保をよろしくお願ひいたします。この11月18日の件につきましては、本審委員の方のみですので、お間違えないようにお願ひします。

最後になりますが、現状の開催予定で、全会一致による結審をよろしくお願ひいたします。以上です。

部会長 それでは、日程につきましては、事務局からの説明のとおりで、公、労、使それぞれよろしいでしょうか。

委 員 (了承の声)

部会長 例年各専門部会は3回程度の審議でまとめておりますので、ご協力をお願ひいたします。なお、例年どおり年内に発効とするには、10月31日までに答申しなければならないということもありまして、会場等の関係上も、第七回本審を日程調整の結果、すでに10月31日木曜日の午前10時から予定しております。それを踏まえて、慎重審議をお願ひしたいと思います。本日は、第1回目の専門部会ということになりますので、今後の金額審議にあたりまして、労使双方から金額提示の基本的な考え方について述べていただきたいと思ひます。まずは、労働者側代表委員からお願ひいたします。

宮下委員 お疲れさまです。労働者側の基本的な考え方について、説明させていただきます。まず、特定最低賃金の審議にあ

たりまして、労働者側の統一した考え方ということで、大きく3点、基本的なところを申し上げたいと思います。

まず1点目は、労働条件の向上です。これは、当たり前のことではありますが、労働条件の向上が、最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、賃金を含む労働条件については、産業により大きく異なっているのが実態であります。このため、産業ごとの賃金実態を踏まえた賃金審議により、ふさわしい最低賃金の水準を決定することが重要であると考えております。

2点目は、公正競争の確保という点であります。賃金の不当な切り下げや事業間の過当競争を防止し、公正競争を確保することも、最低賃金制度全体の目的であります。しかしながら、こちらにも、賃金実態が産業ごとに大きく異なるため、地域別の最低賃金のみでは、これを確保できないという産業が存在します。よって、地域別最賃を上回る水準の特定最低賃金を設定することで、より高いレベルでの公正競争を確保することができ、経済の健全な発展に寄与するものと考えます。今後の労働力人口の減少下においては、魅力ある産業としての賃金水準を労使のイニシアティブで決定していくという観点も重要だと考えております。

そして、3点目は、労使交渉の補完、代替機能があるということでもあります。本来、労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものであります。しかしながら、労働組合の組織率が、今や2割を切る日本においては、8割以上の労働者は、自らの労働条件の決定に関与することが出来ないという状況にあります。そういう中で、特定最低賃金の審議は、関係労使の参加によって、設定の申請や金額決定がなされることから、企業別の労使間交渉を補完、代替する役割を担っていると考えております。

以上、3点を基本的考え方として、審議に臨んでいきたいと考えております。また、特定最低賃金は、基幹的労働

者を対象としていることから、労働者側としては、それぞれの産業別の基幹的労働者のあるべき水準を目指していきたいと考えております。さらには、今回3つの業種ともに、労働協約ケースを取っております。労働者側としては、協定の最低ラインを目指していきたいと考えております。いずれにしても、皆様方のご協力をいただき、真摯な審議が行われることを期待したいということで、よろしくお願いたします。以上です。

部会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側代表委員からお願いたします。

舟木委員

それでは、特定最低賃金の審議にあたり、使用者側の考えを述べさせていただきます。

まず、使用者側は、特定最低賃金の審議は不要との見解を出しましたが、公労公使の協議を重ねた結果、審議のテーブルに着いていることを改めてご認識いただきたいと思います。そもそも、使用者側の意見陳述では、3業種とも原材料や資材など物価の高騰、また労務費アップ分の価格転嫁が進んでいないのが実情であることや、今後金利の引き上げが予想されるほか、10月からは社会保険適用範囲も拡大されるなど、より企業の財政を圧迫する可能性が出てくることから、据置きを求める声がほとんどであったことはご承知のとおりであります。

本年度の県最低賃金では、中央で掲げられた目安額50円を2円上回る52円の答申となり、機械の1,005円と同額となりました。前段でも申し上げたとおり、企業財政を圧迫する要因もあり、先行き不透明感が増す中、これ以上の賃上げについては、慎重に対応せざるを得ないことを何卒ご理解いただくとともに、来年度以降、県最低賃金への一本化を念頭にご審議を賜りますようお願い致します。以上でございます。

部会長 ありがとうございます。ただ今の労使双方の基本的な考え方につきまして、何かお互いにご意見やご質問等がございましたらお願いいたします。

全委員 (意見・質問等なし)

部会長 本日は、傍聴人はおりませんが、ここまでが公開となります。もし、傍聴人がいた場合はここで退席をお願いし、これ以降の金額審議は非公開となります。

【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】